平成２９年（フ）第２６１号
香川県高松市新北町17番１号
債務者　細谷　艶子
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第６７号
福岡県大牟田市大字吉野884番地１　ひまわり弐番館202号
債務者　大森　翔太
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第４１号
北海道標津郡中標津町西11条北６丁目１番地２
債務者　河野麻衣佳
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２９年（フ）第６３８号
宮城県名取市植松３丁目９番25号　セレナーデ101号
債務者　佐藤　克夫
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６５０号
仙台市太白区東大野田19番７－410号、従前の住所青森県八戸市大字長苗代字紺屋町12番地１　ザ・マンション紺屋町Ｂ－101
債務者　今川　邦子
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７１９号
仙台市青葉区東勝山３丁目３番１号
債務者　早山　弥生
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７４３号
宮城県黒川郡大郷町粕川字西長崎19－７、住民票上の住所宮城県宮城郡松島町幡谷字片蓋54番地
債務者　北目　浩士
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７７８号
仙台市青葉区愛子中央３丁目28番４－422号
債務者　土屋　宣行
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２０８号
茨城県つくば市みどりの南50番地２　サクセスＢ棟203号、前住所埼玉県吉川市大字吉川641番地１　アンジュエールⅡ　205号室
債務者　新谷　孝之
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第２０９号
茨城県つくば市みどりの南50番地２　サクセスＢ棟203号、前住所埼玉県川口市新井町21番８号　ニュースライブ202号
債務者　新谷　綾子
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第２１６号
茨城県古河市諸川583番地51　201
債務者　大村武三こと　朴　　武三
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第８１３号
千葉市若葉区桜木６丁目４番17号　ヴェーネル都賀101号、申立時の住所千葉市若葉区高品町569番地１　ＷＥＳＴ　ＨＩＬＬ　１101号
債務者　佐藤　萌実
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９５９号
千葉市中央区千葉寺町705番地13
債務者　山本　　武
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１００６号
千葉県市原市ちはら台南６丁目43番地６　スカイハイツちはら台201
債務者　吉野　貞子（旧姓勝又）
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０１０号
千葉県船橋市海神６丁目12番１－102号
債務者　田邉　陽一
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０１２号
千葉県市原市八幡８番地５
債務者　安藤　次郎
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係